

令和 8(2026)年度

宝塚市一般廃棄物処理実施計画

宝 塚 市

目 次

第1章 基本的な事項	1
1 計画の目的	
2 計画期間	
3 計画区域	
4 処理主体	
第2章 一般廃棄物処理基本計画における達成状況と評価	1
1 基本計画に係る達成状況	
2 一般廃棄物の種類及び分別の区分	
第3章 基本理念の実現に向けた施策	4
第4章 中間処理施設及び最終処分施設	7
第5章 生活排水処理計画のうちし尿及び浄化槽汚泥の処理計画	8
1 一般廃棄物の排出状況	
2 一般廃棄物処理主体	
3 処理計画	
4 中間処理計画	

第1章 基本的な事項

1 計画の目的

この実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の第1項の並びに宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例第9条の規定に基づき宝塚市一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)の実施のために必要な各年度事業について定めるものです。

今回、一般廃棄物処理基本計画改定に伴い、実施計画の内容も並行して見直し、基本計画が10年の計画に対して、実施計画は単年度ごとの事業計画として定めます。

実施計画の推進については、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働して取り組んでいくこととします。

2 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 計画区域 宝塚市全域

4 処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市(直営・委託)	市(委託)	市(委託)
事業系ごみ	市の許可業者 排出者自身		

第2章 一般廃棄物処理基本計画における達成状況と評価

1 基本計画の達成状況

令和7年(2025年)7月に策定した基本計画については、以下のとおりです。

(1) 基本計画における数値目標と実績

燃やすごみ量及び焼却処理量(現計画) 計画期間は2025年度から2034年度の10年間

	計画の基準年度 2023(R5)年度	実績値 2024(R6)年度	進捗状況	根拠として	目標値 2026(R8)年度	計画目標年度 2034(R16)年度
家庭系燃やすごみ	381g/人・日 30,977t/年	371.8g/人・日 29,977t/年	○	・計画に向け順調に削減できている。 ・人口減、高齢化による減量も要因としてあげられる。	372.5g/人・日 29,788t/年	342.5g/人・日 26,429t/年
事業系燃やすごみ	177g/人・日 14,431t/年	177.4g/人・日 14,304t/年	×	・混合・可燃ごみの分別が不十分 ・年間量は減っている。	174.1g/人・日 13,922t/年	159.6g/人・日 12,314t/年
焼却処理量	49,413t/年	48,059t/年	○	・家庭系ごみの減少によるところが大きい。	47,678t/年	42,440t/年

参考 過去3年実績値の推移

項目	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①燃やすごみ排出量	g/人・日	569	558	550
②燃やすごみ排出量(家庭系)	g/人・日	394	381	372
③燃やすごみ排出量(事業系)	g/人・日	175	177	178
④最終処分量	t/年	7,955	7,812	7,735

(2) ごみ量の内訳

	単位	令和5年度	令和6年度	増減	増加率
		(実績)	(実績)	R6-R5	R6/R5
家庭系ごみ					
燃やすごみ	t/年	30,977	29,978	▲ 999	96.8%
資源ごみ	t/年	9,001	8,720	▲ 281	96.9%
プラスチック	t/年	2,093	2,102	9	100.4%
かん・びん	t/年	1,787	1,674	▲ 113	93.7%
紙・布	t/年	4,514	4,339	▲ 175	96.1%
ペットボトル	t/年	606	605	▲ 1	99.8%
小型不燃ごみ	t/年	972	923	▲ 49	95.0%
可燃粗大ごみ	t/年	909	1,391	482	153.0%
不燃粗大ごみ	t/年	1,274	942	▲ 332	73.9%
植木ゴミ	t/年	105	145	40	138.1%
小計	t/年	43,238	42,099	▲ 1139	97.4%
事業系ごみ					
燃やすごみ	t/年	14,431	14,304	▲ 127	99.1%
資源ごみ	t/年	114	99	▲ 15	86.8%
プラスチック	t/年	4	4	0	100.0%
かん・びん	t/年	92	75	▲ 17	81.5%
紙・布	t/年	10	7	▲ 3	70.0%
ペットボトル	t/年	9	13	4	144.4%
小型不燃ごみ	t/年	11	5	▲ 6	45.5%
可燃粗大ごみ	t/年	207	86	▲ 121	41.5%
不燃粗大ごみ	t/年	312	281	▲ 31	90.1%
植木ゴミ	t/年	8,470	8,506	36	100.4%
小計	t/年	23,544	23,281	▲ 263	98.9%
総合計	t/年	66,782	65,381	▲ 1401	97.9%

ごみの排出量(総量)は、前年度比97.9%と減量が進んでいます。

2 一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1)ごみ			
分別区分	区分内容	収集回数	収集方法
燃やすごみ	台所ごみ(料理くず、残飯、食用油など)、ゴム類、皮革製品類、布類(下着、リサイクルできない衣類)、紙くず(紙おむつ、アルバム、資源化できない紙類)など	週2回	ステーション方式
小型不燃ごみ	陶磁器類(茶碗、湯飲み、花瓶、壺など)、金属類(やかん、包丁、スプーン、折りたたみ傘、菓子などの缶、粉ミルクの缶、アルミ容器、乾電池など)、小型家電品(ドライヤー、電気カミソリ、目覚まし時計、携帯ラジオなど)など	月2回	ステーション方式
粗大ごみ	3辺いずれかが 30cm を超える品物または、5kg 以上の品物 家具類(たんす、机、ソファ、テーブルなど)、寝具類(布団、ベッド、マットレスなど)、電気製品(こたつ、ファンヒーター、扇風機、掃除機、照明器具など)、台所用品(食器棚、レンジ、炊飯器、トースターなど)、OA 機器など	随時 個別収集(要予約) 持ち込み(要予約)	個別収集
事業系ごみ		随時	許可業者による戸別収集
(2)資源物			
分別区分	区分内容	収集回数	収集方法
紙・布	新聞、段ボール、雑誌類(本、雑誌、チラシ、新聞紙、紙パックなど)	月2回	ステーション方式
プラスチック類	食料品や日用品の袋、ボトル、パック等の容器、チューブ類、トレイ(皿型容器)類、食料品のカップ、その他プラスチック製品等	週1回	ステーション方式
ペットボトル	飲料用、酒類、しょうゆ用 ※キャップとラベルはプラスチック類へ	月2回	ステーション方式
かん・びん	缶詰、飲料、スプレー缶、カセットボンベ、化粧品・医薬品のかん・びん	月2回	ステーション方式
小型家電	携帯電話、PHS、パソコン、カメラ、音響機器など	随時	拠点回収
剪定枝	剪定した枝、草、葉	随時 個別収集(要予約) 持ち込み	ステーション方式 拠点回収
インクカートリッジ		随時	拠点回収
小型充電式電池	・リチウムイオン電池 ・ニッケル水素電池 ・ニカド電池	随時	拠点回収
水銀製品	体温計、温度計、血圧計	随時	拠点回収
(3)その他			
分別区分	区分内容	収集回数	収集方法
小動物の死体	—	随時	個別収集
大型野生動物の死体	—	随時	個別収集

第3章 基本理念の実現に向けた施策

令和7年度から改定しました宝塚市一般廃棄物処理基本計画における5つの基本施策から主に重点及び拡充とした施策を中心としてPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

【基本施策1】 ごみの発生抑制、再使用の促進(2R)

(1)家庭や事業所における排出量の削減（重点）

	項目	取組	具体策	R8年度取組予定
1	継続	市民・事業者に向けた分かりやすい啓発活動の推進	市民がごみ減量、リサイクルに取り組むために必要な情報を市から積極的に発信していく。 また、市から地域等へ出向く機会を活用してごみ啓発を行う。	広報たからづかやホームページ等を利用した啓発を行う。 出前講座や児童館等のイベントにおけるごみ減量やリサイクルに関する啓発を行う。
2	継続	ごみゼロ推進員の育成及び活動充実に向けた環境整備	ごみゼロ推進員(廃棄物減量等推進員)の育成及び活動の充実に図る。	ごみゼロ推進員数に対する研修の実施と手引きによる役割の明確化を図る。
3	継続	事業系ごみ処理手数料の改定の実施と実施後のフォロー	ごみの減量化と分別の徹底のための施策のひとつとして処理手数料の改定し、分別徹底に向け、データに基づき引き続き調査研究する。	一部改正に伴う事業系ごみの手数料の改定について、引き続き周知を図る。

(2)食品ロス削減に向けた三者協働の活動の推進（重点+拡充）

	項目	取組	具体策	R8年度取組予定
4	新規	食品ロス削減を促す啓発活動の推進	食品ロス削減推進サポーター受講の案内周知	消費者庁が設定している食品ロス削減推進サポーター養成講座の受講案内を地域で普及啓発を行う関係団体へ周知する。
5	新規	食品廃棄物の循環活用の促進	家庭系の廃食油を回収し、航空機燃料SAFの製造等へ再利用を図る。	企業との廃食油リサイクルに関する連携協定締結により家庭系廃食油の拠点を設置し回収する。
6	継続	市民・事業者等と連携した取り組みの推進	企業等が実施する食品ロスに係る取組について市が後援を行う。	食とわコンポストチャレンジと題してコンポストバックで生ごみから堆肥化する取組を通じて事業者、生活者の双方が一体となって食品ロス削減に向けた機運の醸成と行動変容を目指す。

【基本施策2】 分別の徹底とリサイクルの促進

(1)燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進（重点+拡充）

	項目	取組	具体策	R8年度取組予定
1	継続	食品トレイなどの資源物店頭回収の紹介	市内スーパーマーケット等で実施されている資源物回収について、市ホームページで紹介	協力店舗数を市のホームページで紹介する。
2	新規	ペットボトルの水平リサイクル	ペットボトルの水平リサイクルに関する協定を締結し、飲料メーカーへ直接ペットボトルを搬出する。	締結後令和8年4月から実施

(2)分別徹底に向けた指導強化(重点)

	項目	取組	具体策	R8年度取組予定
3	新規	家庭系ごみ組成調査の定期的な実施	市内ごみステーションからサンプルとして燃やすごみの組成調査を実施する。	夏と冬に家庭系燃やすごみの組成調査を実施し、プラスチック類など含まれている割合を調査し、その結果を公開することでさらなる分別徹底の啓発を図る。
4	継続	搬入ごみの展開検査の実施と事業者の指導	クリーンセンターへ搬入時に持ち込まれるごみの展開検査を実施し、ごみ分別を徹底する。	引き続き展開検査の実施と指導を徹底する。

(3)事業系指定ごみ袋制度の検討（重点）

	項目	取組	具体策	R8年度取組予定
5	新規	事業系ごみ有料指定袋導入の検討を行う。	先進都市において導入されている有料指定袋の取組について調査研究を行い、実現可能性、有効性について検討する。	先進市における導入状況調査を行う。

(4)再生資源集団回収活動の活性化

	項目	取組	具体策	R8年度取組予定
6	継続	集団回収による資源物回収と新規登録団体の募集活動の推進	マンション管理組合、自治会など市民主導で新聞、段ボールなどの古紙や布、缶、びんの回収に対して1kg3円の奨励金を交付	引き続き案内周知を図る。申請団体数／登録団体数

【基本施策3】 適正なごみ処理の推進

(1)収集・運搬の適正化推進

	項目	取組	具体策	R8年度取組予定
1	継続	危険物に関する市民啓発の強化	モバイルバッテリー、ガスボンベ等の処理について、必要な情報を積極的に発信していく。 また、市から地域等へ出向く機会(出前講座)を活用してごみ啓発を行う。	広報たからづかやホームページ等を利用した啓発を行う。 出前講座や児童館等のイベントにおけるごみ減量やリサイクルに関する啓発を行う。
2	継続	使用済み小型家電の回収	小型家電リサイクル法に基づき、古くなったり、壊れた小型家電を回収し、資源の有効活用とする。	市役所、クリーンセンター、サービスステーションなど市内9箇所に回収ボックスを設置した周知を図る。 その他、協定締結している宅配回収業者を案内して回収に努める。
3	継続	福祉収集(きずな収集)の充実	ごみステーションまでごみを排出することが困難な、独居の高齢者や障がい者を対象に自宅前までごみ収集に伺い、希望者には安否確認と併せて実施する福祉収集(きずな収集)を行う。	引き続き案内周知を図る。

【基本施策4】 環境に配慮したごみ処理の推進

(1)新ごみ処理施設建設の円滑な推進

	項目	取組	具体策	R8年度取組予定
1	継続	新ごみ処理施設建設の円滑な推進	令和14年度の稼働をめざし、新ごみ処理施設の整備に向けて整備事業を進める。	新ごみ処理施設工事スケジュールに則って整備を進めている。 仮設リサイクル施設が令和6年4月から稼働した。

【基本施策5】 循環型社会形成に向けた意識改革

(1)分かりやすい情報発信による環境意識の底上げ

	項目	取組	具体策	R8年度取組予定
1	継続	ごみ分別アプリ「さんあーる」やSNSを利用した情報発信	ごみの収集日(ごみカレンダー)や、ごみの分別方法を手軽に知ることができるアプリ「さんあーる」を配信している。	ごみ分別アプリの案内周知を図る。 ダウンロード数 登録件数(累計)／世帯数

(2)環境教育、環境学習の充実

	項目	取組	具体策	R8年度取組予定
1	継続	出前講座の活用(自治会、事業所等)	地域等へ出向く機会(アウトリーチ型)を通じてごみの減量やごみ分別に係る啓発を実施	出前講座や児童館等のイベントにおけるごみ減量やリサイクルに関する啓発を行う。
2	新規	小学生を対象とした環境教育、環境学習の充実を図る	施設見学を中止している間は市内小学校へ出向き環境学習啓発を実施	市内小学校へ出向き環境学習の啓発を行う。
3	新規	小学生を対象とした環境教育、環境学習の充実を図る	クリーンセンター監修、川崎重工作成による環境学習動画の発信	ホームページ等を通じて動画の作成と配信を行う。

第4章 中間処理施設及び最終処分施設

燃やすごみは宝塚市クリーンセンターにて焼却処理を行います。現在の焼却施設は建替えを予定しており、令和9(2027)年度に新焼却処理施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)へ移行します。

仮設のリサイクル処理施設についても令和13(2031)年度に新設のマテリアルリサイクル施設へ移行します。

また、本市の場合、植木ごみについては、宝塚市緑のリサイクルセンターにおいて破碎処理を行い、リサイクルチップとして生産し、再資源化を図っています。

中間処理施設及び最終処分施設の概要

施設名	項目	概要
ごみ焼却処理施設	所在地	宝塚市小浜1丁目2番15号
	施設面積	8,679.84m ²
	処理能力	320t/24h(160t/24h×2基)
	竣工年月	昭和63(1988)年10月
	処理方式等	全連続燃焼式焼却炉
仮設リサイクル処理施設	所在地	宝塚市小浜1丁目2番15号
	施設面積	3,265.51m ²
	処理能力	粗大ごみ、小型不燃ごみ、かん・びん等 39.9t/5h
	竣工年月	令和6(2024)年3月
	処理方式等	二軸破碎機、磁力選別機等
緑のリサイクルセンター	所在地	宝塚市切畑字長尾山19番25(不燃物埋立処分地内)
	施設面積	8,400m ² (進入路を含む)
	処理対象物	市内で発生した植木・剪定枝葉等
	処理能力	25t/日
	事業開始	平成11(1999)年4月

大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場

宝塚市クリーンセンターの焼却処理施設で発生した焼却残渣及び粗大ごみ処理施設で発生した不燃残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター(通称「フェニックスセンター」)の神戸沖埋立処分場へ搬入し最終処分しています。

最終処分場	面積	埋立容量	受入開始	受入終了
神戸沖埋立処分場	88ha	1,500万m ³	2001年12月	2030年

注1) 本市は神戸沖埋立処分場に搬入しています。

注2) 「受入終了」は一般廃棄物の受入終了時期を示します。

第5章 生活排水処理計画のうちし尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1 一般廃棄物の排出状況

し尿・浄化槽汚泥の現状と処理量

(単位:KL/年)

項目	令和6年度	令和8年度	令和11年度	令和16年度
	(実績)	(目標)	(中間目標)	(最終目標)
し尿	580	558	354	0
浄化槽汚泥	3,171	2,818	2,699	2,465
合計	3,751	3,376	3,053	2,465

2 一般廃棄物処理主体

項目	収集・運搬	中間処理
し尿	市(委託)	市(委託)
浄化槽汚泥	許可事業者	市(委託)

3 処理計画

	収集回数	収集の方法
し尿	① 市街化区域 原則月2回(月1回可) ② 市街化調整区域 原則月1回(月2回可)	委託 1業者 宝塚市都市環境サービス株式会社 宝塚市小浜1丁目2番15号
浄化槽汚泥	概ね年1回	許可 2業者※ ・宝塚市都市環境サービス株式会社 宝塚市小浜1丁目2番15号 ・有限会社福井浄水工業所 宝塚市福井町20番23号

※ 浄化槽汚泥とし尿を含む

4 中間処理計画

クリーンセンターし尿処理施設は建て替え工事中であることから、新施設完成までは委託業者による市外中間施設処理への搬送とし、新施設完成後はクリーンセンターし尿処理施設にて適正に処理を行います。